

# 平成30年度 省エネルギー投資促進に向けた 支援補助金

(エネルギー使用合理化等事業者支援事業)

工場・事業場単位と設備単位の両面から、  
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの  
省エネルギー対策を応援します。

## 全体スケジュール

公募説明会	平成30年5月	17日(木)東京	18日(金)北海道、広島
		21日(月)福岡、沖縄	22日(火)大阪
		23日(水)愛知、香川	24日(木)宮城
		25日(金)石川	
	※SIIのホームページ ( <a href="https://sii.or.jp/">https://sii.or.jp/</a> ) で事前エントリーが必要です		
公募期間	平成30年5月28日(月)～平成30年7月3日(火)		
交付決定	平成30年8月下旬(予定)		
事業期間	交付決定日～平成31年1月31日まで		

申請	審査	事業期間	事業完了
事業開始	発注	工事	検収
交付決定日	支払い		

・原則、3者以上の見積依頼・競争入札を行う必要があります  
※公募要領の公開日以降の発行日であれば見積書は有効  
・契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください  
交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助対象外となります

平成31年1月31日まで

## 留意事項

- ・補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- ・当資料は事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず公募要領等をご確認ください。
- ・事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- ・交付決定した事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します(個人事業主等を除く)。
- ・設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- ・導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・導入した設備を財産処分する場合は、あらかじめSIIの承認を得る必要があります(補助金を返還いただく場合もあります)。
- ・補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてIDを取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。(通話料がかかります)

### I.工場・事業場単位

03-5565-4463

受付時間:10:00~12:00, 13:00~17:00(土日祝日を除く)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ ▶▶▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

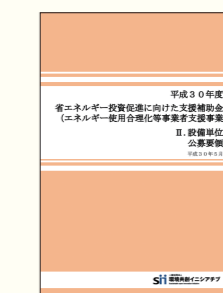
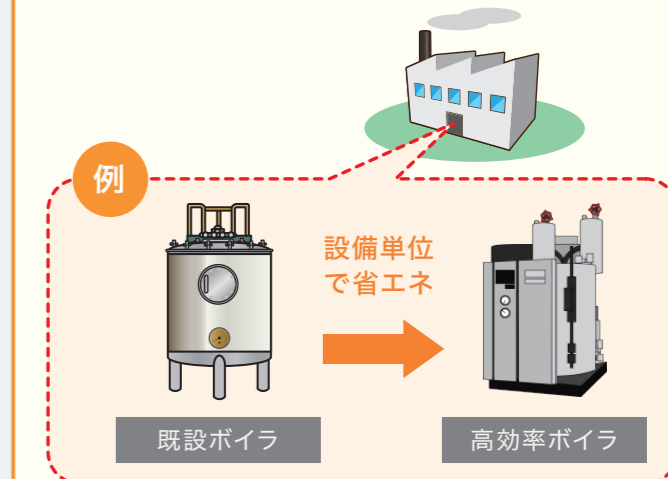
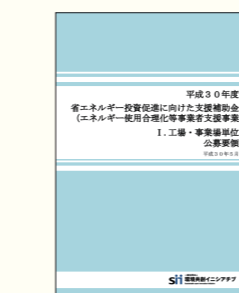
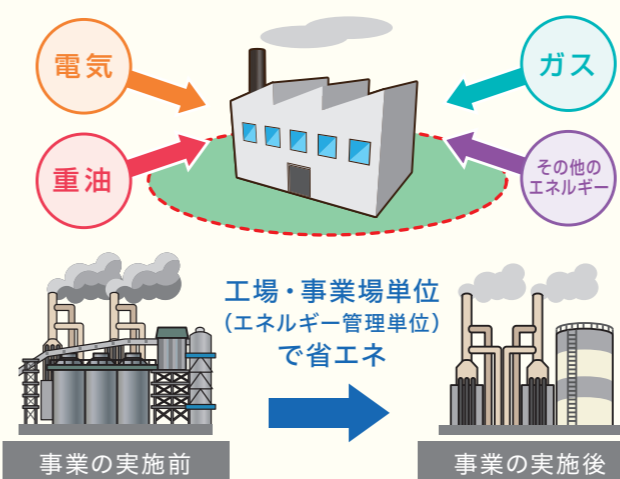
### II.設備単位

ナビダイヤル 0570-055-122

IP電話からのお問い合わせ 042-303-4185

詳細は  
「I.工場・事業場単位の公募要領」  
をご覧ください

詳細は  
「II.設備単位の公募要領」  
をご覧ください



# 設備投資の内容にあわせて補助事業を選んで省エネ!

## I. 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業

### (ア) 省エネルギー対策事業

省エネ設備への更新・改修等、計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)の新設により省エネを達成する事業

原油換算量ベースで、以下のいずれかを満たせば申請可能

- ①計画省エネルギー率: **1%以上**
- ②計画省エネルギー量: **1,000ki以上**
- ③費用対効果: **200ki/千万円以上**
- ④計画エネルギー消費原単位改善率: **1%以上**

### (イ) ピーク電力対策事業

蓄電池・蓄熱システム・自家発電設備の新設等により、電気需要平準化時間帯(ピーク電力時間帯)の電力使用量を削減する事業

ピーク時間帯の電力量ベースで、以下のいずれかを満たせば申請可能

- ①計画ピーク対策効果率: **5%以上**
- ②計画ピーク対策効果量: **190万kWh以上**
- ③費用対効果: **80万kWh/千万円以上**
- ④計画ピーク対策原単位改善率: **1%以上**

### (ウ) エネマネ事業

SIIに登録された計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)※を用いて、エネマネ事業者※と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効果的な省エネ対策を実施する事業  
※SIIホームページの公開情報から選んでください

事業所単位等で「EMSの制御効果」と「省エネ診断等の運用改善効果※」で以下のいずれかを満たせば申請可能

- ①計画省エネルギー率: **2%以上**
- ②計画ピーク対策効果率: **10%以上**

※計測に基づくこと

- ・投資回収年が5年以上の事業が対象です。
- ・「エネルギー使用量が1,500ki以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業のみが対象となります。
- ・トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器のみを補助対象とします。

補助率 **1/3** 以内

(ウ)と同時申請で補助率 **1/2** 以内

(ウ)のみ申請で補助率 **1/2** 以内

補助率 **1/4** 以内

(ウ)と同時申請で補助率 **1/3** 以内

※原単位改善の場合は、補助率1/3以内、(ウ)と同時申請で補助率1/2以内。

以下の特定要件を満たす事業(照明設備更新のみを補助対象とする補助事業を除く)

- ①計画省エネルギー率: **1.5%以上**
- ②計画省エネルギー量: **1,500ki以上**
- ③費用対効果: **300ki/千万円以上**

- ①計画ピーク対策効果率: **7.5%以上**
- ②計画ピーク対策効果量: **285万kWh以上**
- ③費用対効果: **120万kWh/千万円以上**

補助率 **1/3** 以内

(ウ)と同時申請で補助率 **1/2** 以内

(ウ)のみ申請で補助率 **1/3** 以内

### 申請者の区分

(区分によって補助率が変わります)

中小企業者  
(みなし大企業を除く)  
個人事業主  
会社法上の  
会社以外の法人

上記以外の法人

### 申請パターン

●単独



●いずれの場合も(ア)(イ)(ウ)それぞれの要件を満たす必要があります。

●組み合わせ



補助対象経費

設計費、設備費、工事費

1事業あたり  
補助金限度額

【上限額】 **15億円/年度** ※  
【下限額】 **100万円/年度**

※複数事業者で実施する「工場・事業場間一体省エネルギー事業」は1事業あたりの補助金上限額は30億円/年度。  
また、事業規模が大きく、単年度での事業実施が困難な事業(複数年度事業)の事業全体の補助金上限額は50億円。

## II. 設備単位

既設設備を  
一定以上の省エネ性の  
高い設備に更新する事業



高効率照明



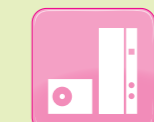
高効率コージェネレーション



高効率空調



低炭素工業炉



産業ヒートポンプ



変圧器



業務用給湯器



冷凍冷蔵設備



高性能ボイラ



産業用モータ

補助率 **1/3** 以内

補助対象経費

設備費

1事業あたり  
補助金限度額

【上限額】 **3,000万円**  
【下限額】 **30万円**